

様式3

令和 8年 月 日

島根県立出雲農林高等学校長 様

保護者氏名 _____

野球部 練習参加願

この度、貴校入学予定の（生徒氏名： _____）を、野球部の練習に参加させたいので下記のとおり申請いたします。

なお、参加につきましては「日本学生野球憲章 高等学校新入生徒の野球部入学及び練習参加に関する規定」（裏面参照）に基づくと共に、保護者の責任において下記の傷害保険に加入し、万一生徒に事故ある時は、当該保険で対応することに同意いたします。

記

1. 参加者

- (1) 生徒名 _____
- (2) フリガナ _____
- (3) 生年月日 _____ 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生
- (4) 住 所 _____
- (5) 電話番号（緊急時連絡先） _____

2. 傷害保険の種類

- (1) 傷害保険名 _____ 総合生活保険（傷害補償） _____
- (2) 保険会社名 _____ 東京海上日動火災保険㈱ _____
- (3) 主な補償内容

_____ 死亡・後遺障害 195万円、入院日額 2,800円、通院日額 1,000円

- (4) 補償期間 _____ 令和8年 3月26日 ~ 4月 7日 _____

3. 練習参加期間（予定） _____ 令和8年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日 _____

(裏面)

※高等学校新入生徒の野球部入部及び練習参加に関する規定 (日本高野連)

- (1) 高等学校新入生徒が野球部に正式に入部するのは、入学式終了後でなければならない。したがって対外試合(練習試合・公式試合)への参加も入学式終了後とする。ただし、中高一貫校などで入学式がない場合は、4月当初の始業日以降とする。
- (2) 高等学校入学試験に合格した生徒で、中学校卒業式が終了した者は、3月25日以後、当該高等学校野球部の練習に参加しても差し支えない。
ただし、高等学校入学までは保護者の責任の下、当該高等学校長の了承を得て練習に参加するものとし、3月31日までの練習参加については、中学校長にも保護者から通知しておくこととする。
なお、3月25日から31日までは「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」の適用が受けられないので、任意の傷害保険に加入するよう留意すること。
また、当該校の指導要領で、入学日が4月2日以降と規定されている場合は、その前日までを任意の傷害保険加入期間の対象としなければならない。
- (3) 2項の規定について各都道府県高等学校野球連盟でさらに参加制限を設けてもよい。
- (4) この規定に適合する以外は、中学校の生徒を高等学校野球部の練習に一切参加させてはならない。